

堺市公報 第227号	令和4年7月29日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<公告>	
○建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	1
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について て 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】……………	2
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】……………	3
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】……………	4

公 告

堺市公告第409号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月29日

堺市長 永 藤 英 機

種 類	指定年月日	承認番号	事 業 区 間		幅 員 (m)	延 長 (m)
			起 点	終 点		
建築基準法 第42条第1 項第4号	令和4年7 月11日	堺宅地第V -1号	堺市東区野尻 町105番3地先	堺市東区日置 荘西町四丁945 番16地先	16~83	439

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第115号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1497号
 指 定 年 月 日 令和4年7月11日
 指定期間の末日 令和9年7月10日
 事業者の名称 株式会社大英
 事業者の住所 富田林市高辺台1丁目10番1号
 代表者の職氏名 代表取締役 小塚 雄大
 事業所の名称 株式会社大英
 事業所の所在地 富田林市高辺台1丁目10番1号

指 定 番 号 第1498号
 指 定 年 月 日 令和4年7月11日
 指定期間の末日 令和9年7月10日
 事業者の名称 宮崎 広朗
 事業者の住所 堺市西区堀上緑町3丁8番9号

事業所の名称 宮崎設備
事業所の所在地 堺市西区堀上緑町3丁目8番9号

指 定 番 号 第1499号
指 定 年 月 日 令和4年7月11日
指定期間の末日 令和9年7月10日
事業者の名称 株式会社河内屋
事業者の住所 泉佐野市高松西2丁目2427番地の1
代表者の職氏名 代表取締役 河内屋 英
事業所の名称 株式会社河内屋
事業所の所在地 泉佐野市高松西2丁目2427番地の1

指 定 番 号 第1500号
指 定 年 月 日 令和4年7月11日
指定期間の末日 令和9年7月10日
事業者の名称 株式会社オースイ
事業者の住所 大阪府中央区本町2丁目3番8号 ダイアパレスビル本町409
代表者の職氏名 代表取締役 福崎 久人
事業所の名称 株式会社オースイ
事業所の所在地 大阪府中央区本町2丁目3番8号 ダイアパレスビル本町409

~~~~~

堺市上下水道局公告第116号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1755号  
指 定 年 月 日 令和4年7月11日  
指定期間の末日 令和8年11月30日

事業者の名称 久野 裕介  
事業者の住所 大東市深野北1丁目13-13-306  
営業所の名称 久野設備  
営業所の所在地 大東市深野北1丁目13-13-306

指 定 番 号 第1756号  
指 定 年 月 日 令和4年7月11日  
指定期間の末日 令和8年11月30日  
事業者の名称 株式会社河内屋  
事業者の住所 泉佐野市高松西2丁目2427番地の1  
代表者の職氏名 代表取締役 河内屋 英  
営業所の名称 株式会社河内屋  
営業所の所在地 泉佐野市高松西2丁目2427番地の1

指 定 番 号 第1757号  
指 定 年 月 日 令和4年7月11日  
指定期間の末日 令和8年11月30日  
事業者の名称 有限会社東部第一工業  
事業者の住所 東大阪市荒本2丁目5番1号  
代表者の職氏名 代表取締役 杉山 大三郎  
営業所の名称 有限会社東部第一工業  
営業所の所在地 東大阪市荒本2丁目5番1号

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第8号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年7月29日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和4年8月4日(木) 午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 4 その他